

上尾市議会訓令第2号

上尾市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月26日

上尾市議会議長 田中一崇

上尾市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

上尾市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年上尾市議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」、「住民基本台帳カード（注）」及び「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削る。

第13号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」、「住民基本台帳カード（注）」及び「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削る。

第19号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」、「住民基本台帳カード（注）」及び「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の上尾市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「旧規程」という。）の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この訓令の施行の際、現に旧規程の規定に基づいて提出されている書類は、この訓令による改正後の上尾市議会の個人情報の保護に関する条例施

行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。